

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町長寿者褒賞事業実施要綱の一部を改正する訓令

令和7年6月30日

白川町長 佐伯正貴

白川町長寿者褒賞事業実施要綱の一部を改正する訓令

白川町長寿者褒賞事業実施要綱（平成26年白川町訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(褒賞の内容等)</p> <p>第3条 褒賞は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める<u>方法により</u>行う。</p> <p>(1) 前条第1項第1号に掲げる者 <u>5千円分の行政ポイント（白川町行政ポイント事業実施要綱（令和7年白川町訓令甲第2号。以下「行政ポイント要綱」という。）第2条第1号で規定するポイントをいう。以下同じ）の付与及び祝い状の送付</u></p> <p>(2) 前条第1項第2号に掲げる者 <u>10万円分の行政ポイントの付与並びに祝い状及び花束の贈呈</u></p> <p><u>2 行政ポイントは、褒賞を受ける対象者本人のしらかカード（行政ポイント要綱第2条第2号で規定するカードをいう。）に付与するものとする。</u></p> <p>(褒賞を授与する日)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(褒賞の内容__)</p> <p>第3条 褒賞は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める<u>額の祝い金等を授与して行う。この場合において、褒賞金については白川町地域振興券で授与するものとする。</u></p> <p>(1) 前条第1項第1号に掲げる者 <u>5千円</u></p> <p>(2) 前条第1項第2号に掲げる者 <u>10万円、</u> 祝い状及び花束<u>_____</u></p> <p>(褒賞の授与_____)</p> <p>第4条 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和7年7月1日から施行する。